

第 5 章

環境審査要領・指針 経過措置に関する事項

1 環境審査要領・指針

経済産業大臣は、環境影響評価法において発電所事業の計画段階環境配慮書について審査し、環境の保全の見地から意見を述べることができ、また電気事業法において発電所事業の環境影響評価方法書及び環境影響評価準備書について審査し、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは勧告を行うことができる制度となっている。

環境審査の透明性を図る観点から、審査の体制及び審査の実施方法については「発電所の環境影響評価に係る環境審査要領」として、また、この審査要領に基づく環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び評価書の審査の指針を「環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針」を示している。

2 経過措置に関する事項

(1) 省議アセスの経過措置に関する事項

環境影響評価法が施行されるに当たり、省議アセスで行っている発電所アセスメントの経過措置がもうけられており、環境影響評価法附則第2条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類（通商産業大臣が同法の主務大臣である事業に係るものに限る。）であってその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものを指定した件（平成10年通商産業省告示第320号）において定められている。

また、地方公共団体の条例等で行っているアセスメントについては、環境影響評価法の経過措置に係る書類であって作成の根拠が条例又は地方公共団体の行政指導等であるものを指定する件（平成10年環境庁第28号）により経過措置が設けられている。

以下に省議アセスの経過措置について示す。

通商産業省告示第320号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）附則第二条第二項の規定に基づき、同条第一項各号に掲げる書類（通商産業大臣が同法の主務大臣である事業に係るものに限る。）であってその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十年六月十二日

通商産業大臣 堀内 光雄

（以下略）

条文	環境影響評価法	省議アセス	
附則第2条 第1項第1号	第7条の手続を経た方法書 （方法書の公告・縦覧を終えたもの）	発電所は該当無し	現在スコーピングは 行っていないため
附則第2条 第1項第2号	第9条の手続を経た同条の書 類（方法書に対する住民等の	発電所は該当無し	現在スコーピングは 行っていないため

条文	環境影響評価法	省議アセス	
	意見の概要を関係地方公共団体の長に送付した書類)		
附則第2条第1項第3号	第10条第1項の書面(方法書に対する都道府県知事の意見)	発電所は該当無し	現在スコーピングは行っていないため
附則第2条第1項第4号	第16条及び第17条の手続を経た準備書(準備書の公告・縦覧及び説明会を終えたもの)	発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の実施について定められた発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の実施方針(以下「発電所実施方針」という。)第2により作成された環境影響調査書であって、発電所実施方針別添2の環境影響調査及び環境審査に伴う地元住民等への周知等の措置要綱(以下「発電所措置要綱」という。)第2の1に基づく地元住民等への周知等の手続を経たもの	いわゆる、1月の縦覧が終わっているもの
附則第2条第1項第5号	第19条の手続を経た同条の書類(準備書に対する住民等の意見の概要を関係地方公共団体の長に送付した書類)	発電所措置要綱第2の2の③によりとりまとめられた地元住民の意見の概要及びこれに対する電気事業者等の見解を記載した書面であって、発電所措置要綱第2の2の④による関係地方公共団体に対する送付の手続を経たもの	いわゆる、「地元公開・周知等の報告について」を知事等に送付が終わっているもの
附則第2条第1項第6号	第20条第1項の書面(準備書に対する都道府県知事の意見)	発電所実施方針第5の1により通商産業省が電気事業者等に対し行った指導の内容を記載した書類	電調審後の通商産業省の指導文書
附則第2条第1項第7号	第21条第2項の評価書(評価書の作成)	発電所は該当無し	
附則第2条第1項第8号	第26条第2項の評価書(関係地方公共団体への評価書等の送付)	発電所実施方針第6の1により作成された修正環境影響調査書	修正環境影響調査書の作成が終わっているもの
附則第2条第1項第9号	第27条の手続を経た評価書(評価書の公告・縦覧を終えたもの)	発電所措置要綱第3による縦覧が開始された修正環境影響調査書	修正環境影響調査書の公告をし、縦覧を開始しているもの

(2) 風力発電所の経過措置に関する事項

平成23年11月の環境影響評価法施行令の改正(平成24年10月1日施行)により、風力発電事業が法対象事業に追加されることに伴い、経過措置として、環境影響評価法第53条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類であってその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものを指定する告示(平成24年経済産業省告示第222号)、その作成根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものを指定する告示(平成24年環境省告示第72号)が定められた。

(3) 太陽電池発電所の経過措置に関する事項

令和元年7月の環境影響評価法施行令の改正(令和2年4月1日施行)により、太陽電池発電事業が法対象事業に追加されることに伴い、経過措置として、環境影響評価法第53条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類であってその作成根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものを指定する告示(令和2年環境省告示第25号)が定められた。

(4) 風力発電所の規模要件変更に係る経過措置に関する事項

令和3年10月の環境影響評価法施行令の改正（令和3年10月31日施行）により、風力発電事業の規模要件について、第一種事業の規模を「1万kW以上」から「5万kW以上」に、第二種事業の規模を「0.75万kW以上1万kW未満」から「3.75万kW以上5万kW未満」に引き上げることに伴い、法に基づく環境影響評価手続の対象外となる事業（0.75万kW以上3.75万kW未満）について、所要の経過措置が設けられている。当該経過措置においては、施行日前に法に基づく環境影響評価手続を開始している事業については、改正前の法に基づく環境影響評価手続が適用されることとされた。また、条例等の検討・整備の期間を確保するための移行期間（令和3年10月31日～令和4年9月30日）が設けられており、当該移行期間の間は、施行日前に法に基づく環境影響評価手続を開始していない事業であって、規模要件の引き上げに伴い対象外となるものについては、法に基づく環境影響評価手続の要否に係る経済産業大臣による判定を受け、必要とされた場合は、法に基づく第二種事業相当の環境影響評価手続が適用されること等とされた。